

措置状況総括表

平成29年9月29日公表分

平成28年度監査テーマ: 人口減少対策に関する事業全般について

指摘・意見の数 指摘6(うち措置済み5, 検討中1, 未措置0) 意見97(うち措置済み79, 検討中18, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘			意 見		
		措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置
I	人口増に直接寄与するもの				6	4	2
	健康増進課				6	4	2
II	育児環境の充実に寄与するもの				19	14	5
	次世代育成・青少年課				12	8	4
	医療政策課				3	2	1
	東部保健福祉局<徳島>				4	4	
III	県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの	4	3	1	47	39	8
	男女参画・人権課				6	6	
	企業支援課	2	2		8	5	3
	労働雇用戦略課	2	1	1	7	3	4
	水産振興課				9	9	
	農林センター 経営推進課				11	10	1
	建設管理課				6	6	
IV	UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの	2	2		26	22	4
	県立総合大学校本部				3	3	
	地方創生推進課				9	9	
	労働雇用戦略課	1	1		10	6	4
	国際課	1	1		2	2	
	林業戦略課				2	2	
合計(※)		6	5	1	98	79	19
構成比		100%	83.3%	16.7%	100%	80.6%	19.4%

措置状況一覧表

平成28年度監査テーマ：人口減少対策に関する事業全般について

I 人口増に直接寄与するもの

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
11-12	1 こうのとり応援事業 イ 事業評価の有効性	<p>評価基準として適当なものとして指定医療機関数が増えられる。指定医療機関の数が多いほど、治療を受ける人の利便性が向上されるからである。</p> <p>また、本事業の本来の目的は不妊治療の経済的負担の軽減を図り、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、受診件数を上げ、延いては妊娠件数を増加させることにある。</p> <p>その意味でも、評価基準としては指定医療機関数の他に、助成件数に対する妊娠件数割合なども入れてはどうだろうか。確かにデリケートな問題ではあるが、本事業の有効性を考えるにあたり大切な数値と思われる。治療を受けた人に対するアンケート等を実施することにより実態数値を把握することが重要である。(意見)</p>	<p>現在、県内に3か所ある指定医療機関数については、身近にあるほうが利便性が増すと認識はあるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、今後、増える状況にはない。</p> <p>助成件数に対する妊娠件数割合については、意見の趣旨を踏まえ、データを得る適切な調査方法がないか検討を行う。</p> <p>以上の状況や検討結果を考慮し、より適当な評価基準の設定が可能かどうか検討する。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>	検討中
12-13	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>本事業の有効性を高めるためには指定医療機関を増やすことが必要である。</p> <p>指定医療機関について治療の質を確保する観点から要件の厳格化は必要だと思われるが、治療を受ける方の利便性を考慮すると対象となる医療機関を増やすことも重要である。</p> <p>また効率性を高めるためには、周知活動を充実させることが重要となってくる。現在のところ関係医療機関への説明会を実施しているということであるが、今後は治療希望者等に対しての説明会も実施しその周知徹底に努めていただきたい。</p> <p>平成28年度からの見直し案は、①対象年齢が「制限</p>	<p>指定医療機関の増加については、利便性の向上も重要であるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、増やすことは難しいが、今後、新たに指定医療機関への申請があった場合は、指導・支援を行う。</p> <p>また、事業の周知についてであるが、不妊治療は極めてセンシティブな情報であり、周りに知られたくない方も多いため、治療希望者等を集めての説明会の開催は困難であるが、頂いた御意見のとおり、周知活動の充実は非常に重要であると考えているため、引き続き、指定医療機関と密に連携し、治療希望者等に対して適切な情報提供をしていただくとともに、既に実施しているホームページへの掲載やリーフレットの作成・配付のほか、県民に対する効果的な周知方法がない</p>	検討中

		なし」から「43歳未満」②通算回数が「10回」から「6回（40歳以降で開始した場合3回）」③年間回数が「2回（初年度3回）」から「制限なし」、④通算期間が「5年」から「制限なし」になっている。 この見直し案で言えることは、年間回数、通算期間はともに制限なしとなり拡張されたが、対象年齢が決められ通算回数も縮小されている。特に、40歳を超えると助成回数は減少し、43歳以上になれば対象から外れることになる。高齢出産が増加している現状に鑑みると、当該事業の中身を広く周知させることが急務となる。 また、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産する確率がより高い年齢、長期間の治療による身体面・精神面への負担等の説明会なども開催する必要があるのではないだろうか。（意見）	か検討する。 さらに、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、主に若い世代を対象に、平成25年度から毎年講演会を開催しているところであるが、引き続き、こうしたライフプラン教育を推進するとともに、治療希望者をはじめとする、より幅広い世代に対する知識・情報の普及に努める。 (健康増進課)	
16	2 おなかの赤ちゃんサポート事業			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
	(7) 高精度超音波診断装置の整備			
		本事業の適法性・妥当性については、補助事業者である国立大学法人徳島大学の実績報告を書面で確認するだけでなく、責任者等に質問し、回答を得ることも必要な手続だと思われる。（意見）	本事業は平成28年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の補助事業においては、必要に応じ、書面以外の確認を行うことについて、課内会議で周知徹底を図った。 (健康増進課)	措置済み
17-19	イ 事業評価の有効性			
		徳島県の各死亡率については改善傾向にあるが、全国平均と比べるとその数値は決して良好とは言えない。特に乳児死亡率は2.5（全国5位）、新生児死亡率は1.3（全国7位）となっており、その原因究明が今後重要になってくるものと思われる。そしてその過程において本事業が乳児死亡率および新生児死亡率の改善にどれほど貢献しているのかを調査・検討するとともに、適切な評価基準を設定して頂きたい。（意見）	本事業は平成28年度に廃止済みのため、本事業の効果に係る調査・検討や評価基準の設定は困難であるが、頂いた御意見のとおり、乳児・新生児死亡率が全国平均より高い原因の究明は非常に重要であると考えており、乳児死亡症例を分析・検討するため、平成25年度から設置している徳島県周産期医療協議会専門部会において、引き続き原因究明に努める。 (健康増進課)	措置済み
19	ウ 事業内容の有効性・効率性			
	(1) 胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成			
		本事業は、一般的な超音波検診では発見しがたい胎児	本事業は平成28年度に廃止済みであり、胎児超音波精密	措置済み

20		<p>の異常等を早期発見・早期診断し、妊娠中や出産直後の効果的な治療につなげ、予後の改善や救命することを目的とした事業であり、出生率の向上、延いては少子化対策に直接的に有効な事業であると言える。</p> <p>そのため研修会・セミナーの回数および参加者を増加させ、胎児超音波精密スクリーニングに係る人材をより多く育成していく必要がある。</p> <p>また、施設見学もその施設先を探索し、より多くの参加者を募ることにより事業内容を充実していくことが必要ではないだろうか。(意見)</p>	<p>スクリーニングに係る人材育成については、今後、総合周産期母子医療センターに指定している徳島大学病院が中心となり行う。</p> <p>(健康増進課)</p>	
	(ウ) 妊婦喫煙対策研修会の開催	<p>本事業の有効性・効率性は、より多くの保健師等の方に本研修会を受講して頂き、より多くの妊婦に対し禁煙指導・喫煙対策の強化を行っていくことにある。</p> <p>平成27年度はわずか1回しか開催されておらず、その効果は僅少といわざるを得ない。さらに平成28年度以降は実施する予定はなく、普及啓発に形を変えるということである。</p> <p>予算上の問題もあると思われるが、本事業の有効性を高めるためにも、今後は当該研修会を数多く開催するとともに、保健師等を中心とした普及啓発に努めて頂きたい。(意見)</p>	<p>本事業は平成28年度に廃止済みであり、当該研修会の開催予定はないが、意見の趣旨を踏まえ、妊娠届出時等、妊婦に直接啓発・指導する機会のある市町村保健師と連携し、平成29年2月新たに作成した妊婦の喫煙に関する啓発用リーフレットの活用も図りながら、引き続き妊婦の喫煙対策に努める。</p> <p>(健康増進課)</p>	措置済み

II 育児環境の充実に寄与するもの

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
23	1 保育人材確保等推進事業			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
	(ア) 保育人材就職等促進事業	<p>委託業務完了報告書を読むだけでは、他の事業が紛れ込んでいるように見えるため、少なくとも本事業に含まれるものなのかどうかの区別がつくように記載させるべきである。(意見)</p>	<p>平成28年度保育人材就職等促進事業の委託業務完了報告書において、委託事業以外の関連事業については、明確に区分して記載させた。</p> <p>(次世代育成・青少年課)</p>	措置済み
	イ 事業評価の有効性			

24-25	(7) 保育人材就職等促進事業			
	具体的な達成目標を設定した場合には、簡単な記載で十分であるから、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。(意見)	平成29年度から個々の事業ごとに達成目標を設定するだけでなく、事業全体として達成目標をまとめた資料を作成した。 (次世代育成・青少年課)	措置済み	
25-26	(イ) 保育士資格等取得支援事業			
	最終的な目標を見据えて、年度ごとの達成目標も設定しておくことが必要であり、次年度以降は、そのようにすべきである。(意見)	平成29年度中に幼保連携型認定こども園の職員の「保育士資格」及び「幼稚園教諭免許状」の保有状況を調査した上で、平成31年度までの資格等取得支援人数目標を設定する。 (次世代育成・青少年課)	検討中	
26	(エ) 現任保育士等研修事業			
	具体的な達成目標を設定した場合には、簡単な記載で十分であるから、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。(意見)	平成29年度から研修を企画する段階において具体的な参加人数等の目標を設定し、資料を作成した。 (次世代育成・青少年課)	措置済み	
27	(オ) 認可外保育施設研修事業			
	具体的な達成目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。(意見)	平成29年度から研修を企画する段階において具体的な参加人数等の目標を設定し、資料を作成した。 (次世代育成・青少年課)	措置済み	
27-28	ウ 事業内容の有効性・効率性			
	(ア) 保育人材就職等促進事業			
	参加者数が目標定員に達していない事業については、参加者が少ないことの原因を探り、その原因を解消して、参加者を増やすよう努めなければならない。(意見)	参加者が少ない事業について、委託先及び関係機関等との協議の場を設け、原因を把握するとともに、目標達成に向けた方策について検討する。 (次世代育成・青少年課)	検討中	
33-34	2 シニア子育てサポーター支援事業			
	ウ 事業内容の有効性・効率性			
	平成27年度は参加者の大多数が女性であったことから、今後、シニアの子育て支援の裾野を広げていくため、シニア男性の子育て支援への参加を増やす必要があると	シニア子育てサポーター支援事業は平成28年度で廃止済であるが、平成29年度においては、シルバー大学校で子育て支援研修会を実施している団体を通じて、活動内容などを	措置済み	

		<p>の判断のもと、平成28年度に団塊世代の男性に子育て支援の協力を求めることを念頭に事業を計画したことは適切な判断だと思われる。今後も、実際に事業に参加した者や事業に関与したシニア団体にアンケートをとり、個々の意見を聞きながら、事業を進めていくうえでの改善点を見つけながら、具体的な事業計画に反映させていくべきである。</p> <p>また、「シニアボランティアの手引き」など本事業の成果は有用性の高いものと思われるので、シニアの子育てに実際に活用してもらうのが望ましい。「シニアボランティアの手引き」など本事業の成果はインターネットで公開しているのだから、実際により広く活用されるよう、インターネットで公開しているという情報自体を積極的に広報するよう努めるべきである。</p> <p>このほか、今後、個々の事業参加者にアンケートをとって、実際に子育て支援をしたのか、どのような子育て支援をしたのかなどの実態を具体的に把握していくべきである。(意見)</p>	<p>聴取し、どのような支援を行ったのか把握することとした。</p> <p>また、「シニアボランティアの手引き」を配付するとともに広く活用いただけるようさらなる周知を図る。</p> <p>(次世代育成・青少年課)</p>
	3 放課後子ども総合プラン推進事業		
	イ 事業評価の有効性		
40	(ア) 放課後児童支援員認定資格研修事業		
	<p>放課後児童クラブは、今後ますますその重要性が高まると思われるので、放課後児童支援員認定数については、今後、ニーズ量の調査を定期的に行い、状況に応じて適宜、柔軟にかつより積極的な目標を再設定することが必要だと思われる。(意見)</p>	<p>放課後児童クラブの整備については、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施しているが、平成29年度は、「子ども・子育て支援事業計画」の見直し年に当たっており、ニーズ量に基づき整備計画も見直される見込みである。市町村計画の見直し状況を踏まえて、放課後児童支援員認定数の目標についても見直すこととする。</p> <p>(次世代育成・青少年課)</p>	検討中
41	(イ) 放課後児童クラブ等施設整備補助		
	<p>放課後児童クラブの目標設置数は、現時点では妥当なものと思われるが、放課後児童クラブは、今後ますますその重要性が高まると思われるので、この事業についても、(ア)の事業と同様、今後、ニーズ量の調査を定期的に行い、状況に応じて適宜、柔軟にかつより積極的な目標を再設定することが必要だと思われる。(意見)</p>	<p>放課後児童クラブの整備については、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施しているが、平成29年度は、「子ども・子育て支援事業計画」の見直し年に当たっており、ニーズ量に基づき整備計画も見直される見込みである。市町村計画の見直し状況を踏まえて、放課後児童クラブの設置目標についても見直すこととする。</p> <p>(次世代育成・青少年課)</p>	検討中

4 病院内保育所運営費補助事業

45-46

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

本事業については概ね妥当だといえるが、病院の提出する決算書の精査方法について少し疑問が残る。
 徳島県は当該決算書について、決算書にある剰余金の額と、病院内保育所運営補助の計画書の中の剰余金の額を確認しているということであるが、決算書に記載された剰余金の額の妥当性については検討していない。
 剰余金は、当該法人の収益、費用の額、および資産の実在性、負債の網羅性によって大きく影響を受けるものであり、また、剰余金は病院内保育所運営補助金の補助率に影響を与える重要な数値でもある。
 したがって、その数値の適正性そのものを検討しなければ本来の精査にはならないのではないだろうか。ただ、剰余金の適正性を精査するためには会計的な知識が必要であり容易にできるものではない。
 そこで今後は、顧問税理士等の外部の専門家から決算書の適正性についての意見書等を入手することにより、決算書の数値、特に剰余金の妥当性については確認しておく必要がある。(意見)

顧問税理士等が決算書の数値及び剰余金の妥当性を確認した意見書等の提出を補助対象施設に求め、平成29年度からより適正性が確認された事業を実施している。
 (医療政策課)

措置済み

46-47

イ 事業評価の有効性

本事業は、看護職員等の乳幼児の保育を助け、出産・育児・保育による離職の防止と看護職員の再就職の促進を図ることを目的としている。
 そのため、本事業を遂行することにより、補助対象施設の離職率がどれほど改善されたのか、再就職率がどれほど上がったのかを把握してこそ本事業の有効性が図られると思われる。
 今後は、補助対象施設に協力を仰ぎ離職率および再就職率の把握に努めることが必要である。(意見)

病院内保育所の運営には、保育士の人件費等多くの経費を要するが、児童の健全育成及び看護職員の離職防止等を図る勤務環境改善としての役割は非常に大きいものである。
 平成29年度末から本事業の目的に対する有効性を図るため、補助対象施設の離職率及び再就職率等の把握に努める。
 (医療政策課)

検討中

47

ウ 事業内容の有効性・効率性

少子化対策・保育所の問題は、国としても重要な課題として位置づけられており、平成28年度より開始された内閣府による補助制度「企業主導型保育事業」等により保育所整備・運営の充実が図られている。
 徳島県においても国の制度の周知等、各課が連携するとともに、今後のニーズを踏まえながら県の補助制度の

国の企業主導型保育事業においては、各課が連携し、補助制度の周知に努めた。
 県の補助制度においては、平成29年度から補助対象の一部拡大を行った。
 (医療政策課)

措置済み

充実等についても検討してみるべきではないだろうか。
(意見)

5 家庭児童相談室運営費

49-51

イ 事業評価の有効性

状況に大きな変化がない相談事例についても、年に1回程度は検証を行い、援助方針を確認して、より良い援助につなげていくことがのぞまれる。(意見)

東部保健福祉局<徳島>に設置された家庭児童相談室に対する本件意見については、個々の相談事例を検証し、支援方針を適宜変更、修正のうえ相談者の課題解決につなげることは重要であるという認識に立ち、平成29年度以降は、状況に大きな変化がない相談事例についても、担当の家庭相談員が定期的に記録を見返し、再支援が必要ないか等を検証し対応することで、適切な支援につなげられるようにした。
(東部保健福祉局<徳島>)

措置済み

51-53

ウ 事業内容の有効性・効率性

家庭児童相談室と中央こども女性相談センターを別々に設置することにより、事案の軽重に応じた役割分担による効率的運営が可能となるメリットを活かして、今後も連携をより緊密にしていくようにされたい。(意見)

従来、東部保健福祉局<徳島>においては、家庭児童相談室と中央こども女性相談センターとの相談事例について情報共有を行うなど、連携を図ってきたところであり、引き続き、事案の軽重に応じた役割分担による効率的運営が可能となるメリットを活かし、今後もなお一層緊密に連携し、利用者の問題解決を支援してまいりたい。
(東部保健福祉局<徳島>)

措置済み

時間外や休日に対応を要する連絡が、家庭児童相談室あてに入った場合に、対応可能な窓口である中央こども女性相談センターへ適切に誘導できるような方策を工夫すべきである。(意見)

今後、県民に対し児童相談所全国共通ダイヤル「189」を一層周知することで、児童虐待等の緊急を要する連絡を、中央こども女性相談センターに誘導することとしたい。
その取り組みとして、従来、家庭児童相談室のある徳島合同庁舎新館の県政情報コーナーに置いていた「189」の啓発チラシを、平成29年度からは、新たに徳島合同庁舎本館の県政情報コーナーに置くとともに主任児童委員連絡・研修会で配布し、より多くの県民の目に触れるよう改善した。
(東部保健福祉局<徳島>)

措置済み

次回、家庭児童相談室のパンフレットを作成しなおす際には、「その他の子どもに関する相談機関」として、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室についても記載すべきである。(意見)

今回ご意見を受けた家庭児童相談室のパンフレットは東部保健福祉局<徳島>で作成したものであり、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室についての記載はしてなかった。
県では、子育て支援ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」を開設し、市町村の児童福祉担当部局や、県の相談機関、その他関係機関の業務内容や連絡先を網羅的に掲載し、

措置済み

			<p>広く県民に対し情報発信を行っている。 平成29年度からは利用者にとっての利便性向上を図るため、家庭児童相談室のパンフレットに「とくしまはぐくみネット」のインターネットアドレスを追加掲載した。 (東部保健福祉局<徳島>)</p>		
55-57	6 児童家庭支援センター運営事業	イ 事業評価の有効性	<p>相談業務については、事業を進化・発展させていくために、具体的な評価基準を設定し、具体的な効果を測定すべきである。 里親委託推進・支援等事業については、里親等委託率に関する設定目標の達成状況を把握しながら事業を進めていくことが重要である。(意見)</p>	<p>児童家庭支援センターで対応した相談が、利用者の福祉の向上に寄与したかを検証するため、児童家庭支援センターと協議を行い、その指標となる評価基準を設定した。これに加え、利用者の声を聞くためのアンケート調査を平成29年度より新たに実施することとした。 また、当事業が児童家庭支援センターに求める役割は、県民の里親制度への認識を深め、その裾野を広げていくことと考える。このため、従来からの支援活動を着実に実施したとともに、平成28年度より養子縁組サロンを里親サロンから独立させて実施し、より身近な支援体制を構築した。さらに、年2回開催していた里親支援専門相談員連絡協議会を、平成29年度より2か月に1回開催することとし、支援体制を強化した。これらの取組を通じ、里親委託率の動向を視野に入れつつ、より積極的な啓発活動を実施していくこととしている。 (次世代育成・青少年課)</p>	措置済み
57	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>本事業の役割を効果的に果たすことができるように、他の機関との連携をより緊密にしていくようにされた。(意見)</p>	<p>児童家庭支援センターは、従来よりこども女性相談センターと児童ケース会議を開催し、要保護児童対策地域協議会の代表者会に参加するなど、関係機関と連携し事業を実施している。これに加え、平成29年度以降の新たな事業の実施も視野に入れ、こども女性相談センターと十分協議を行い、適時適切に支援できるよう体制を整備した。今後とも、児童家庭支援センターと各こども女性相談センター、要保護児童対策地域協議会等の関係機関が、より緊密に連携できるよう努めていく。 (次世代育成・青少年課)</p>	措置済み	
	7 結婚・子育てポジティブキャンペーン事業のうち 結婚・子育てポジティブキャンペーン				

61-62	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>今後も、機会を見つけて、本事業に際してとったのと同様のアンケートをとるなどして、生の意見を聞き、実施する事業の優先順位を考える際の参考資料にするべきである。(意見)</p>	<p>結婚・子育てポジティブキャンペーンは平成27年度で廃止済であるが、これまでも事業実施の際などに参加者のアンケートを実施しており、本事業と同様にSNSなども活用して県民の意見を聞き、各事業の参考資料とする。 (次世代育成・青少年課)</p>	措置済み
-------	----------------	---	--	------

Ⅲ 県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
65-67	1 とくしまジョブステーション運営費 ア 事業遂行手続の適法性・妥当性 (イ) 賃料・共益費の支出について	<p>近隣の他のビルの賃貸料について情報収集を行い、本事業の賃料額と比較検討し、今後の値下げ交渉に活かすべきである。(意見)</p> <p>徳島駅周辺に数多く存在する本事業の立地の候補となるべき物件について情報収集すべきである。仮に家賃の大幅な削減が見込め、転居費用を考慮しても採算が合うのであれば、真剣に移転を検討すべきであるし、転居自体は困難であるとしても、賃料減額交渉の材料として活用すべきである。(意見)</p>	<p>徳島労働局とともに可能な範囲で情報収集を行い、平成29年9月から平成30年度の賃料の値下げ交渉を行っている。 (労働雇用戦略課)</p> <p>徳島労働局とともに可能な範囲で情報収集を行い、平成29年9月から平成30年度の賃料の値下げ交渉を行っている。 (労働雇用戦略課)</p>	検討中 検討中
68-69	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>平日だけでなく土日にも業務を行うことができるよう検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成29年8月に、徳島労働局と土日の開庁について協議をした結果、土日開庁はハローワーク徳島で実施しているが、(第1, 3土曜日と毎週火, 木曜日19時まで)来所者数が少ないこと及びシステムの変更や人件費の増加など、費用対効果も低いため、徳島駅のハローワーク(国)の開庁はしないとの回答があった。 とくしまジョブステーションにおいては、来所者に十分な就職支援を実施するためには、駅のハローワークと合わせて、開庁することが必須であると考えていることから、土日開庁</p>	措置済み

			<p>は、現時点では困難であると考えている。 今後、雇用情勢等が大きく変化するような場合には、徳島労働局と再度協議を実施する予定である。 (労働雇用戦略課)</p>	
		<p>利用者の利便性に関するアンケート調査を実施すべきである。また、本事業の窓口を利用することなくUターン就職が実現した件数や、その事例の把握にも努めるべきである。(意見)</p>	<p>ジョブステーション利用者にアンケート調査を実施する。また、ジョブステーション以外でUターン就職した件数や、その事例についても把握に努める。 (労働雇用戦略課)</p>	検討中
	2 男女共同参画交流センター推進事業			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
74-75	(ア) 「フレアとくしま」相談事業			
	<p>本事業においては多数の個人情報が集められ保管されていることと思われることから、その保管場所等のセキュリティ態勢は万全にする必要がある。 徳島県はこの個人情報の保管に関し、施錠した書庫に保管し、参加者名簿は講座終了時にシュレッダーで処分しているということであり、ある程度は評価できるが、個人情報の漏洩にはなお一層の注意を払う必要があると思われる。(意見)</p>	<p>「ときわプラザ」が収集する「情報」には、「電話相談」、「面接相談」、「講座参加者名簿」等がある。 このうち、「電話相談」については、匿名で受け付けており、個人情報は収集していない。 「面接相談」については、緊急時の連絡のため氏名、電話番号を収集しているが、その予約受付簿は、面接終了時にシュレッダーで廃棄処分している。 「講座参加者名簿」についても、講座修了時にシュレッダーで廃棄処分している。 保管の必要がある相談内容を記載した記録票等は、施錠可能なキャビネットに保管するとともに、キャビネットの鍵の取扱方法も定めており、十分慎重に取り扱っている。 また、意見を受け、平成29年度からは、相談内容を記載した記録票については、個人情報が識別できる氏名、電話番号の記載をしないこととした。 (男女参画・人権課)</p>	措置済み	
75-76	イ 事業評価の有効性			
	<p>本事業の目的は、ときわプラザの利用者数を増加させることではなく、上述したように、男性も女性も一人の人間として個性を發揮できる社会の実現および女性の活躍促進を図るとともに、男女共同参画の視点での子育て支援の実施により、人口減少対策に向けた少子化対策を図ることにある。 確かにときわプラザの利用者数を増加させることも大切ではあるが、そのことだけをもって本事業を評価する</p>	<p>「ときわプラザ」における相談事業は、匿名により相談を受け付けていることから、相談者は、何でも気軽に相談できるようになっている。このような相談に対して相談員は、まずは傾聴することで相談者の悩みや重荷を取り除き、状況に応じて関係機関へ紹介するなど、解決への手掛かりを提供することを業務としている。 このように、相談は匿名であるため、相談者の個々の変化まで調査することは難しいが、全体としては、相談件数が、</p>	措置済み	

のでは不十分といわざるを得ない。
 ときわプラザの利用者が、相談することにより、また
 図書を開覧・貸出されることにより、自らの社会生活・
 日常生活にどれほど役に立ち、あるいは変化を与え、住
 みよい生活環境を手に入れたのかまで調査して具体的に
 把握することが、本事業の成否を判定する尺度になるの
 ではないだろうか。
 もちろん、その調査担当者、調査方法、予算上の問題
 はあるが、本事業を成功裏に導き、今後も進化・発展さ
 せていくためには、どうしても必要なことである。
 男女共同参画社会を実現し、子育て支援の実施により
 人口減少対策に向けた少子化対策を一日でも早く実現で
 きるよう、その評価方法の改善を求めるところである。
 (意見)

平成27年度は1,097件、平成28年度は1,268件
 と増加しており、相談事業が、県民から信頼されている結果
 であると考えている。
 図書の開覧・貸出については、意見を受け、平成29年度
 から、年間1か月程度実施する図書キャンペーン等の期間を
 利用して、利用目的、満足度、継続利用希望度等に関するア
 ンケートを実施することにより、新たな事業評価を行うこと
 とした。
 また、アンケート結果は、今後の事業の検討に活用するこ
 ととした。

(男女参画・人権課)

ウ 事業内容の有効性・効率性

76-77

(ア) 「フレアとくしま」相談事業

男女共同参画社会の実現のためには、県民からの多数
 の相談に応じ、その解決策を提案することは重要な事業
 ではあるが、その窓口をもっと男性にも広げるべきでは
 ないだろうか。男女とも同じように窓口を広げ、お互い
 の意見・考え方を把握してこそ、本来の男女共同参画社
 会が実現できるのではないだろうか。
 男性にも仕事上や家庭内あるいは子育て上の悩みは山
 積されている。今後は、男性にもその相談窓口を広げ、
 最終的には、男女平等に機会を設けて頂きたい。(意見)

「ときわプラザ」では、その設置の趣旨に鑑み、開設当初
 から「電話相談」は男女ともに行っており、「面接相談」に
 ついては女性は月3回、平成24年度からは男性についても
 月1回行っている。
 しかしながら、男性相談の件数が少ないことから、まずは
 男性相談を行っていることをさらに周知するため、平成29
 年度に新たに男性相談用のチラシを作成し、相談の必要性が
 高いと思われるひとり親の男性等に対して配付することによ
 り男性相談の周知に努めた。
 また、意見を受け、平成29年7月に、新たに男性のみを
 対象とした法律講座を実施した。

(男女参画・人権課)

措置済み

77-78

(イ) 図書資料等の開覧・貸出等の推進事業

ときわプラザの図書と県立図書館の図書との棲み分け
 をハッキリすべきではないだろうか。経費削減もそうで
 はあるが、男女共同参画に関する図書はときわプラザに
 集中的に保管し、県立図書館を訪れた県民がときわプラ
 ザにも足を向けるように、その導線を引くことも今後検
 討すべき留意事項のように思われる。(意見)

県立図書館では、県民にとってあらゆる分野の図書が開覧
 できる必要がある。
 「ときわプラザ」の図書についても、地域の子育てや調査
 ・研究等において不可欠なものとなっている。
 意見を受け、平成29年度からは、今後のさらなる「とき
 わプラザ」の利用促進を図るため、県立図書館において、「と
 きわプラザ」の案内を常設するとともに、「徳島県男女協調
 週間(毎年7月7日から7月13日まで)」に合わせて、特
 設展示コーナーで「ときわプラザ」の書籍、講座等の案内を

措置済み

			行うことにより、「ときわプラザ」へ県民の導線を引くこととした。 (男女参画・人権課)	
85-86	3 フレアとくしま100講座 イ 事業評価の有効性	<p>本事業の目的は、各講座により多くの県民が参加することにより、男女共同参画社会を実現させ、延いては人口減少対策に向けた少子化対策に貢献することにある。その意味で、イベント・講座による実践的活動への参加意欲度60%を目標数値にしたことは大いに評価できるが、その実数値が把握されていないため目標数値の設定が意味のないものとなっている。</p> <p>アンケート内容は、性別、年齢の他、講座の内容および運営方法、今後の講座内容等となっているが、講座を受講したことによって今後それを実践でどう活用していくかの質問が欠けているように思われる。</p> <p>今後は、アンケートに受講した内容の活用方法等を含めるとともに、実践的活動への参加意欲度を測定する必要があるのではないだろうか。(意見)</p>	<p>講座受講に係るアンケート内容については、意見を受け、平成29年度から様式を変更し、実践意欲に関する項目や活用方法等に係る項目を追加することにより、講座参加者の実践的活動への参加意欲度を測定することとした。 (男女参画・人権課)</p>	措置済み
86	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>男女共同参画社会の実現に向けては、様々な観点・視点より問題点を考察する必要があるが、当該事業の場合その視点の整理が行われていないのではないだろうか。年間実施している講座の中には、その内容が重複しているものもあるように思われ、視点の整理ができたならば、年間236もの講座を行う必要はないのではないだろうか。確かに予算の上では多額の歳出を生じてはいないが、時間的なロスというものを避ける意味でも今後は講座内容の整理が必要になると思われる。</p> <p>また、企画委託講座のプロポーザル方式による選定についても、委託料が10万円～13万円という少額であることから、今後は委託講座内容の整理とともに、時間的なロスを避けるためにも随意契約(1号)により委託先の選定を行うべきではないだろうか。(意見)</p>	<p>平成27年度に実施した「フレアとくしま100講座」(平成28年度以降は「フレアキャンパス講座」)は、「ときわプラザ」が主体となって実施する「主催講座(110講座)」や、男女共同参画活動団体等が自ら設定したテーマにより「ときわプラザ」を活用して実施する「共催講座(75講座)」、特定のテーマに基づいた団体等からの事業提案により県から委託して実施する「企画委託講座(11講座)」、企業や県民がスポンサーとなる「企業等コラボスポンサー講座(40講座)」がある。</p> <p>このうち「ときわプラザ」が主体となって直接企画実施する「主催講座」については、「徳島県男女共同参画基本計画(第3次)」の主要課題に沿って整理、構成されている。</p> <p>また、社会的ニーズが高い講座や参加が多く見込まれる講座については、県民の受講機会の複数回確保のため、講座の質の向上にも努めながら引き続き実施することとした。</p> <p>その他の講座についても、各団体等が主体となって実施するものであることから、今後も各団体等の自主性を重んじながら引き続き実施することとしている。</p>	措置済み

			<p>企画委託事業は、男女共同参画を推進する活動団体に対する育成支援の意味合いもあり、これらの団体が、プロポーザル方式による選定へ応募することにより、企画、計画、実施、振り返りのプロセスを踏むことで団体の育成が図られることから、引き続きプロポーザル方式による選定としている。 (男女参画・人権課)</p>	
	4 働き輝く！とくしまづくり応援事業			
	イ 事業評価の有効性			
89-90	(ア) 働く女性応援ネットワーク会議			
	<p>どのように日常業務の参考にしたのか、どのように次年度以降の施策に反映させたのか、事業の執行後等において、ホームページなどにより説明できるようにすべきである。(意見)</p>	<p>平成29年6月にホームページで県施策への反映状況を公表した。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み	
90	(イ) テレワーク活用ネットワーク会議			
	<p>事業効果については、ホームページなどにより、県施策への反映状況など、具体的に説明できるようにすべきである。(意見)</p>	<p>平成29年6月にホームページで県施策への反映状況を公表した。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み	
91-98	エ 関連事業の遂行手続の適法性・妥当性			
	<p>県内に1団体しか委託先候補がないのであれば、少なくとも、県外の他の団体から見積もりを徴収したり、見積書の積算内容について近隣他県等との比較を行ったりするなどして、県内唯一の団体の提示金額の妥当性を確認すべきである。(指摘)</p>	<p>平成29年4月に県外の団体から見積もりを徴収し、積算内容について比較・検討を行い、提示金額の妥当性を確認した。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み	
	<p>県が会議のメンバーとして個別に依頼した人物が代表を務める団体が、テレワークに関する5つの委託事業のすべてを、2号随意契約で受託している状況であり、公平性を疑われることは避けられない。 個々の事業の検討・検証をするのではなく、本県テレワーク推進の方向性を検討する会議のメンバーに、限定された委託先団体を選定することは、客観的に見れば誤解を招く恐れがあるので、すべきではない。会議において、委託先団体については、会議を構成するメンバーとしてではなく、事業の進捗状況や課題等を報告する立場として、会議に招くべきである。(指摘)</p>	<p>当該団体は、本県のテレワークの普及・推進の中核を担っており、当該団体を会議のメンバーから除くことは、県内におけるテレワークの普及に関する議論を行う上で著しく支障をきたすこととなり、本会議のメンバーから当該団体を除くことは適当ではないと考えている。 一方で、県内においてテレワークを実施する企業・団体は徐々に増加していることから、事業の公平性を保つため、平成30年度以降は随意契約ではなく、プロポーザル方式の導入を検討している。 (労働雇用戦略課)</p>	検討中	

100-101	5 ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金		
	イ 事業評価の有効性	<p>本事業は、制度の創設や改良というソフトの充実の段階から、そのソフトを利用・改良しながら得られる実績をもって評価できる段階にきていると思われる。</p> <p>評価基準として誘致事業者数など何らかの数値目標を立てることを検討するべきである。(意見)</p>	<p>本県では、「全国屈指の光ブロードバンド環境」という強みを活かして、情報通信（ICT）関連企業の集積を図っており、「新未来『創造』とくしま行動計画」の中でも主要指標として、「情報通信関連企業の集積数」について数値目標（H30 36事業所）を設定している。</p> <p>これは、当補助金単独の数値目標ではないものの、当補助金における誘致実績のうち半数以上がICT関連企業として上記集積数に反映されている。</p> <p>このことから、この数値目標にプラスして当補助金単独の数値目標を設定する必要性はないものと判断した。</p> <p>今後も当補助金を活用して情報通信関連企業の集積を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(企業支援課)</p>
105-107	6 サテライトオフィス型テレワーク実証事業		
	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>「自然豊かな地域で暮らしながら大都市及び海外の市場を開拓するテレワーク実証事業」が、「サテライトオフィス型テレワーク実証事業」の本来の目的に合致するものであったか疑問であると言わざるを得ない。</p> <p>事業の本来の趣旨に沿うものであるかどうか疑義の残る企画については、企画の内容をより慎重に検討したうえで、疑義が解消されない場合には、当該企画自体は、何らかの有用性が見いだせるとしても、その事業としては実施しないという判断をするべきであった。(意見)</p>	<p>「サテライトオフィス型テレワーク実証事業」を発展させ、テレワークの更なる普及に向けたモデルの構築や新たな地域への展開を目的として「サテライトオフィス型テレワーク促進事業」を平成29年度に実施している。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、当該事業の受託者を選考する際の評価判断基準に、事業本来の目的である「都市部の仕事を地方で行うものとなっているか。」という文言を追加し、選考委員会において企画内容を審査した。</p> <p style="text-align: right;">(企業支援課)</p>
109-111	7 とくしまLED・デジタルアート推進事業		
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性		
	(ア) とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作業務	<p>本事業のような、先例が多くなく、業務を履行できる事業者がどれくらいあるのか不明な、新規の事業について随意契約を締結する際には、委託先に対し、先に実施した事業があるならば、その規模や内容、費用を守秘義</p>	<p>平成27年度に実施した「とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作業務」における見積内容について、他県の先行事例の事業費と比較し、妥当性を確認した。</p> <p>また、平成28年度に実施した同業務においても、委託先</p>

		務等の法的義務に反しない範囲で開示してもらい、契約内容を調整すべきである。そのようなことをすることによって、委託先には、事業費に相応しい事業内容にしなければならないという動機づけになるし、発注者としても、事業内容をできるだけよいものにするよう努力をしたと説明できることになる。(指摘)	事業者の類似作品の相場価格や他県の導入事例に基づき、見積内容の妥当性が確認できた。 今後においても、LED・デジタルアート作品の導入に当たっては、委託先事業者や導入実績がある他の公共団体等から規模や内容、費用等について情報提供を求め、導入する作品の内容を考慮した上で、見積内容の妥当性を総合的に判断し、契約内容を調整するよう努める。 (企業支援課)	
111-112	(イ) デジタルアート展開催事業業務	見積書の提出を受けるだけでなく、記載された内容は妥当であることがのちにも確認できるようにするため、そのことを確認できる書面(例えば、内訳書)の提出を求め、その書面を残しておくべきである。(指摘)	平成27年度に実施した「デジタルアート展開催事業業務」における見積内容について、委託先事業者からの聞き取りで妥当性を確認していたが、見積書に詳細が添付されていなかったため、見積内訳書の提出を求め、内容の妥当性を確認した。 今後においても、見積内容の妥当性を書面で確認の上、保管することとする。 (企業支援課)	措置済み
112-113	イ 事業評価の有効性	デジタルアート展に県内外から約6万人来場という絶対数で評価するのは一つの方法であるが、評価方法としてはそれだけでは十分ではないように思われる。事業の効果を測るのであれば、例年に比べての対比もすべきであり、例年に比べて増加しているのだとしたら、その増加数(増加割合)を明示し、その要因を分析すべきである。(意見)	デジタルアート展を開催した「あすたむらんど徳島」の来場者数について、デジタルアート展開催前の平成26年3月、4月期実績と開催期間中の平成28年3月、4月期実績を比較したところ、デジタルアート展開催期間中は来場者数が約75%増加した。これは、デジタルアートへの注目が高まっていることや世界的なクリエイティブ企業の作品を体験できることから大きな反響を呼び、来場者数の増加に繋がったものと考えられる。 今後においても、対比できるデータの分析を行い、事業の効果を測ることとする。 (企業支援課)	措置済み
	8 新規就農総合支援事業			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
118	(イ) 青年就農給付金事業(経営開始型)	本事業は給付金を交付する事業であり、そのため給付対象者の要件および給付後の就農実績の確認が重要な視点となる。国の要綱では、給付後の就農実績の確認は、	就農状況は市町村が主体となり、県等と協力して、青年等就農計画等に即して計画的な就農が行われているか実施状況を確認し、指導を行っている。	措置済み

		市町村が行うこととなっているが、不正受給が行われることのないように、各市町村等の行った確認については、県は市町村と十分連携して、その結果報告を受ける必要があると思われる。(意見)	平成29年度に国の制度変更があり、県も就農状況を確認する「新規就農者サポート体制」が設けられた。 県や関係機関で構成するサポートチームは、定期的に新規就農者の営農状況の把握・指導を行い、交付3年目には営農状況や経営実績を確認する中間評価の実施、交付期間終了後5年間は就農報告を提出させることとしている。 (農林水産総合技術支援センター 経営推進課)		
119	ウ 事業内容の有効性・効率性	(ア) 青年就農給付金事業 (準備型)	農業大学の卒業生の就農率を高め、農業大学の生徒数に対する給付金受給者の割合を高めることも重要課題と言えるのではないだろうか。(意見)	従来より県が運営しているホームページにおいて制度の周知を行うほか、年3回研修生募集の広報を行っている。 農業大学校生受給者数は、平成27年度全受給者数5名中3名で60%であったが、平成28年度全受給者数11名中8名で72%の割合となっている。 意見を受け、生徒中の受給割合を高めるよう、平成29年度から大学のホームルームでの周知や掲示を行い、学生への情報提供を行っている。 (農林水産総合技術支援センター 経営推進課)	措置済み
120		(イ) 青年就農給付金事業 (経営開始型)	当該給付金は、農業経営を中止した場合においても、遡って返還の義務はない。したがってその給付には慎重な対応が必要である。 本事業を有効に効率よく行っていくためにも、給付対象者の要件の確認、申請書の内容の審査、就農後の就農実績の確認について十分に注意を払い、各市町村等の審査結果を再調査することも検討して頂きたい。(意見)	給付対象者の要件や申請書の内容の確認は、市町村が主体となり、県等関係機関と連携して面接を行い、審査しており、平成28年度までは、就農報告を交付期間終了後3年間提出し、青年等就農計画等に即した計画的な就農状況の確認や指導を行っていた。 平成29年度に国の制度変更があり、県も就農状況を確認する「新規就農者サポート体制」や、給付金返還要件が設けられた。 県や関係機関で構成するサポートチームでは、定期的に新規就農者の営農状況の把握・指導を行い、交付3年目には営農状況や経営実績を確認する中間評価の実施、交付期間終了後5年間は就農報告を提出させ、県としても就農状況を確認している。 (農林水産総合技術支援センター 経営推進課)	措置済み
125-126	9 農業するなら徳島で！就農研修支援事業	イ 事業評価の有効性			

		<p>本事業の目的は、県内で農業研修を受けたい人、農業を始めたい人、就農して間もない方を対象に、先進農家の現地見学会を開催するとともに、就農を希望される方に短期間の雇用を通じた農業法人等での実践研修に取り組む機会を提供し、県内での就農促進を図ることにある。つまり究極の目的は受講者数を増加させることではなく、県内での就農を促進することにある。したがって評価基準もその目的に沿う数値にしなければならない。</p> <p>現実には受講者のうち新規就農者数を把握しているのだから、今後は「受講者のうち新規就農者数」および「受講者に対する新規就農者割合」等を目標数値に入れるべきではないだろうか。(意見)</p>	<p>平成27年度国交付金事業において、農業研修受講者数を評価指標としていたが、当該国交付金は、平成27年度で廃止となった。</p> <p>平成28年度は、別の国交付金を活用し、研修事業を実施しているが、評価指標は、他の複数の事業を合わせた共通の指標を定めているため、個別事業ごとの指標はなくなった。</p> <p>当該事業に関しては、意見を踏まえ、「受講者のうち新規就農者数」、「受講者に対する新規就農者割合」について把握をした。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	措置済み
126	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>本事業の有効性をさらに向上させるためにも、ホームページをさらに活用するとともに、研修の様子などをSNS等で公開するなど、その周知を全国に向けてることにより、県外からの受講生確保に尽力し、移住者・定住者の増加に繋げて頂きたい。</p> <p>また、本事業の性質上、委託先を法人Aとすることには問題はないが、その委託料については十分検討し、相手先の言われるがままになるのではなく、ある事業については相見積もりをとる等により、少しでも安価にできるよう努力して頂きたい。(意見)</p>	<p>県で運営しているホームページ「農の宝島!!とくしま」において、平成28年度から研修やインターンシップの様子を全国に向けて配信し、全国新規就農相談センターのホームページで事業の周知を行っている。意見を踏まえ、平成29年度は「農の宝島!!とくしま」にfacebookページを追加する委託契約を締結しており、ホームページで全国に向けて情報発信を行う。</p> <p>また、委託先において、業務内容や研修生募集広告・印刷物作成に要する経費を安価にできるよう、従来より相見積もりをとっている。平成29年度から、その見積り結果を県でも確認を行い、削減に努めた。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	措置済み
133-134	10 農業ビジネス・エキスパート育成推進事業 イ 事業評価の有効性	<p>本事業の目的は、インターンシップ参加者およびアグリビジネススクールの入学者を増加させることではなく、農業のビジネス化の取組に精通する人材である農業ビジネス・エキスパートの育成、および農業の新たな成長分野を支える人材の確保、そして本県農業・農村への理解と促進、キャリアアップと本県での就農を促すことにある。</p> <p>従って本事業の評価基準としては、6次産業化講座については「食Pro.」の認定者数、農業法人経営講座については修了考査等を実施することによる合格者数、インターンシップ参加者数に占める就農者割合、県外からの</p>	<p>次期計画の第3期「徳島はぐくみプラン」の改正時に、目標指標の設定について意見を踏まえた見直しを行う。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)</p>	検討中

新規就農者数等を加えるべきではないだろうか。また、ホームページへのアクセス数なども今後検討すべきである。(意見)

ウ 事業内容の有効性・効率性

134

(7) 6次産業化講座および農業法人経営講座

講師等の謝金・費用弁償、講座テキスト代については高額とは言えず妥当な金額と言えるが、約150万円の予算に対して参加者が少ない。特に農業法人経営講座においては7名と極めて少人数であり、今後の本講座の周知(特に県外への周知)が必要ではないだろうか。
また、農業法人経営講座では修了者に対し修了考査等を実施しておらず、その効果測定ができていない。今後は修了考査等を実施することにより、修了者の能力審査そして講座内容の良否の判定を行う必要があると思われる。(意見)

平成28年度農業法人経営講座を再編し、平成29年度は受講者の参加意欲を高めるよう農業経営者育成コースを設置した。県で運営しているホームページ「農の宝島!!とくしま」においても、トップページで募集を行い、平成29年度の受講生は22人となった。さらに、平成30年度の募集を平成30年1月から、県外者向けに分かりやすい掲載を行い、ホームページにより周知する。
また、効果測定については、講座修了時に、修了者が自ら目指すアグリビジネスプランの発表を行い、農業法人、社会保険労務士等で構成する審査会において、理解度、習得度を測定している。平成29年度は、ご意見を受け、審査員の評価項目に修了者の理解度確認の項目を更に取り入れた。
(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)

措置済み

134-135

(4) 農の宝島!!とくしまフィールドワーク推進事業

インターンシップ受入農家謝金、県外大学訪問旅費等については高額とは言えず妥当な金額と言えるが、約90万円の予算に対して、県内に就農した者および県内の農業関連企業に就職した者の数の合計が3名と少ない。当インターンシップに参加した大学生が21名であるから、その効果は7分の1ということになる。
今後はより多くの大学生にインターンシップに参加してもらえるよう、本事業を全国に周知徹底するとともに、より多くの農業系大学を訪問し参加者の確保に努めることが必要である。また、受入農家等の確保も今後必要になってくると思われる。(意見)

県で運営しているホームページにおいて、従来文章だけの配信を平成28年度からインターンシップの様子の画像を配信した。
また、平成28年度は県外の訪問大学を平成27年度の5大学から11大学に増やし、平成29年度も11大学を訪問予定である。
受入農家等の確保のため、平成26年度から農家台帳を整備した。
平成28年度は、農家数70件であったが、意見を受け、農家に登録を呼びかけ、平成29年7月末で81件となっている。
(農林水産総合技術支援センター 経営推進課)

措置済み

1 1 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業(新規就農者経営発展まるごとサポート事業)

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

138

(4) 農業施設等貸与事業

138-139		要件審査について、最低でも、事業計画と関係書類等（貸与契約書、物品購入の証憑類等）との突合などは徳島県でも実施すべきである。（意見）	農業施設等貸与事業は、国交付金事業であり、平成27年度に廃止された。 今後、同様の国貸与事業が実施される場合は、意見を踏まえた要件審査を行う。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	措置済み
	イ	事業評価の有効性		
		業績評価指標としては、貸与件数、貸与先の就農継続率、貸与先の業績回復率等が重要となってくる。（意見）	平成27年度の廃止事業ではあるが、事業完了後もリース期間終了年度までは毎年度、機械・施設の利用状況等を報告させることとしており、就農の状況を把握する。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	措置済み
139	ウ	事業内容の有効性・効率性		
		1年間で15件もの貸付先があり、しかもどの貸付先も就農継続中ということをとらえると、本事業が平成27年度のみ事業となってしまうことに疑問を感じる。就農者の設備投資の一ツールとして、本事業は今後も継続すべきではないだろうか。（意見）	本事業は、平成27年度で廃止された事業である。今後、国から同様の事業が提示された場合は、積極的に実施していきたい。 （農林水産総合技術支援センター 経営推進課）	措置済み
144-145	1 2	「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（もうかる漁業まるごと支援事業）		
	ア	事業遂行手続の適法性・妥当性		
	(7)	水産未利用資源6次化事業		
		事業遂行手続については適法・妥当と言えるが、公募型プロポーザル方式に参加した企業が2社だけだったと言うことに懸念が残る。今後は本事業をもっと周知させ、より多くの企業に参加してもらい契約価額の削減に努めて頂きたい。（意見）	本事業は、国の交付金を活用し、漁業者と加工業者の連携により、地域に眠る未利用資源に光を当てる6次化商品の開発を行ったものである。委託先としてアイデアを有する事業者を募集するため、プロポーザル方式にて決定した。本事業は、平成27年度に既に廃止済みであるが、意見を踏まえ、今後、同様にプロポーザル方式により委託先を決定する事業を実施する際は、県のホームページ以外でも募集の周知を行うことで参加者数の改善に努めたい。 （水産振興課）	措置済み
145	(イ)	県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業		
		本事業の性質上、相見積もりが取れないことは仕方ないとしても、委託料が委託先の言いなりにならないよう金額交渉にも注意して頂きたい。（意見）	本事業は、国の交付金を活用し、南部海域の海藻類のブランド化を推進するため、現場における処理技術の開発や、加工品の製造を円滑に実施可能な事業者と随意契約により実施した。本事業は、平成27年度に既に廃止済みであるが、意	措置済み

		見を踏まえ、平成29年度において随意契約を行った水産種苗生産業務等については、見積内訳や内容の妥当性について複数人で確認したところである。 (水産振興課)			
145	(ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業①	<p>本事業の性質上、相見積もりが取れないことは仕方ないとしても、委託料が委託先の言いなりにならないよう金額交渉にも注意して頂きたい。(意見)</p>	<p>本事業は、国の交付金を活用し、県南部の特性に合致した新たな養殖品目(シカメガキ等)の作出や導入に向けた実証実験、及び養殖マニュアルの作成を行うため、当該事業が実施可能な事業者と随意契約により実施した。本事業は、平成27年度に既に廃止済みであるが、意見を踏まえ、平成29年度において随意契約を行った水産種苗生産業務等については、見積内訳や内容の妥当性について複数人で確認したところである。 (水産振興課)</p>	措置済み	
146	イ 事業評価の有効性	<p>本事業の評価基準としては、未利用資源の売上高、ヒジキ・シカメガキ等の養殖生産量、新規漁業従事者数等を設定すべきである。(意見)</p>	<p>本事業は、国の交付金を活用し、未利用資源の活用促進や新たな養殖品種の導入を通じて漁業従事者の増加を図ることを目的としたモデル作成事業であり、平成27年度に既に廃止済みであるが、意見を踏まえ、今後の未利用資源の売上高や養殖生産量、新規漁業従事者数に注視していきたい。 (水産振興課)</p>	措置済み	
147	ウ 事業内容の有効性・効率性	(ア) 水産未利用資源6次化事業	<p>本事業をより効果的に行うためには、より多くの業者に参加してもらい、より多くの未利用資源の開発に取り組む必要がある。 そのためには、本事業が参加する業者にとっても収益性の高い事業にする必要がある。収益性の高い事業になれば参加業者数も増加するとともに、未利用資源の開発件数も増加すると思われる。 今後は参加業者の本事業による業績を公表することにより、本事業が参加業者にとっても収益性の高い事業であることを周知する必要があるのではないだろうか。(意見)</p>	<p>未利用資源となっている魚種は、そもそも収益性の低いものと考えられており、加工事業者から注目されていなかったが、本事業の実施により、受託事業者は他の未利用資源にも注目し、商品開発を進めている。また、業績の公表は、個別事業者の情報になるので難しいが、売り場等で未利用資源を使った商品があることで、他社においても刺激を与えていると考えている。今後は、意見を踏まえ、未利用資源を利用した商品の周知等を実施し、未利用資源の活用の促進に努めていきたい。 (水産振興課)</p>	措置済み
147-148	(イ) 県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業				

	(ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業	<p>これらの事業の目的は、ヒジキやシカメガキの養殖およびアワビ等の種苗の生産を成功させ、漁業の多角化により安定経営そして所得向上による新規就労者の確保を図り、延いては徳島県の人口減少対策に効果的な事業となっていくことにある。</p> <p>産業の少ない地方都市にとっては、漁業の推進という事業は無くてはならない事業であり、人口減少対策に効果的な事業と言える。そのためには事業を継続して実施していく必要がある。本事業の目的達成のためには、今後もある程度の予算を確保し、本事業を成功裏に導いて頂きたい。(意見)</p>	<p>本事業の実施により、生産技術等の開発が完了したため、事業は廃止済みであるが、平成28年度においては、現場への普及を目的とし、養殖に必要な資材の導入を支援したところである。平成29年8月現在、まだ出荷には至っていないが、生産に係る指導を実施し、安定生産を目指している。また、カキ類については、生食用に出荷を行うため海域の指定を行うなど、準備を進めている段階である。今後とも、「もうかる漁業」の創出に向け、様々な機会を捉え、漁業の安定経営や所得向上につながる施策を実施して参りたい。</p> <p>(水産振興課)</p>	措置済み
150	1 3 青年漁業者就業給付金モデル事業 ア 事業遂行手続の適法性・妥当性	<p>本事業の遂行手続は適法であり妥当であるが、今後不正受給者が現れないよう、所得の確認については所得証明だけでなく、所得税の申告書およびその添付資料である決算書を監査することも重要である。(意見)</p>	<p>本事業は国の交付金を活用し経営が不安定な就業直後の青年漁業者の所得を確保するために給付金を支給する事業で、前年の漁業所得に応じ、年間最大75万円を給付した。給付要件である漁業所得については、所得証明書や所属する漁業協同組合の水揚げ伝票などにより確認を行っていた。本事業については、平成27年度に既に廃止済みであるが、平成28年度からは直接青年漁業者に給付金を支給するスキームを変更し、青年漁業者等を支援する漁業協同組合に対して助成する「青年漁業者等就業支援事業」として引き続き事業を実施している。事業の実施にあたっては、意見を踏まえ、必要に応じ、所得税の申告書及びその添付資料である決算書を監査することで、引き続き、不正受給の防止に努めて参りたい。</p> <p>(水産振興課)</p>	措置済み
151	イ 事業評価の有効性	<p>本事業の目的は、経営が不安定な就業直後(5年以内)の青年漁業者の所得を確保するため給付金を支給し初期における離職率を抑えるとともに、担い手を確保・育成し漁業の発展に貢献することにある。</p> <p>そうであるならば、評価基準として給付対象の漁業就業業者定着率100%だけではなく、給付対象者数も加えるべきである。</p> <p>さらに、給付対象者に含まれる県外からの移住者数を</p>	<p>平成28年には「とくしま漁業マッチングセンター」を開設し、漁業就業を支援すると共に、平成29年4月より、(公財)徳島県水産振興公害対策基金により「とくしま漁業アカデミー」が開講され、漁業の担い手確保・育成に努めているところである。これらの取組と、本事業の後継事業である「青年漁業者等就業支援事業」を一体的に進めることで、漁業の担い手確保に努めているところである。本事業は平成27年度に廃止済みであるが、意見を踏まえ、担い手対策の中で、</p>	措置済み

151-152		加えることにより、人口減少対策にも役立つ指標になるのではないだろうか。(意見)	移住者数についても注視し、県外の漁業就業希望者の受入れにも積極的に取り組みたい。 (水産振興課)	
	ウ 事業内容の有効性・効率性	本事業は現在、有効にまた効率よく実施されており、県にとっては重要な施策と思われる。今後は本事業をより多くの漁業就業者に周知徹底させ、さらに有効性のある事業にするとともに、県外漁業就労希望者にも周知し、移住者を増加させることにより人口減少対策の一つの施策となって頂きたい。(意見)	本事業は平成27年度に既に廃止済みであるが、漁業の担い手確保・育成事業を進めているところであり、県外の漁業就業フェアなどで本県の取組をPRし、新規就業者の確保に努めている。意見を踏まえ、引き続き、県外からの漁業就業者の確保により、本県の人口減少対策にも役立てて参りたい。 (水産振興課)	措置済み
157	1 4 建設産業魅力発信・担い手育成事業(建設技術者育成支援事業)			
	イ 事業評価の有効性			
	(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会			
		現在の評価基準は、どちらかというところ他の建設産業経営力強化支援事業および建設産業の魅力発信事業に適する評価基準と言える。 本事業の最終目標は、建設産業の経済基盤を強化し、担い手の確保・育成等に取り組むことにより、建設労働従事者を確保し、今後の建設産業の発展に資すること、延いては県内の人口減少対策に貢献することにある。したがって、本事業の評価基準としては講座等の参加人数、合格者数、建設労働人口増加数等にすべきである。(意見)	本事業は、建設産業の次世代の担い手育成を目的としており、当該目的を達成するため、本事業の他、人材確保・育成支援セミナー、体験や実演等を通し、担い手として期待される人材へ建設業の魅力を知ってもらう様々な取組を行っている。そうした取組の評価基準として、「第2期徳島はぐくみプラン」における重点目標として、年間20回実施を設定している。 本事業の最終目標については、左記のとおりであるが、上記のとおり本事業の取組のみによって、達成されるものではなく、多様なアプローチによって、担い手育成を実施するものであるため、本事業に係る評価基準は有効なものとして継続する。新たな取組として、平成28年度以降は、本事業単体を検証する指標として、講座の参加人数、合格者数をもって効果を計ることとした。 (建設管理課)	措置済み
157-158	(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布			
		本事業の目的が、県技術職員の技術力向上にあることから、一級土木施工管理技術検定試験の受験者数、合格者数および合格率等を評価基準に加え、次年度以降も引き続き本事業の事業効果を検証すべきである。(意見)	平成29年度においては、テキストの配布者や研修参加者の一級土木施工管理技術検定試験の受験者数や合格者数を把握して、事業効果を検証した。 今後も同様に事業の効果を検証していく。 (建設管理課)	措置済み

158	ウ 事業内容の有効性・効率性	(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会		
158-159		<p>参加人数58名に対し予算額(決算額)は必ずしも非効率的とは言えないが、有効性を考えると合格者が17名(アンケートにより確認している数値)、合格率29.3%というのは思わしくない。</p> <p>一級土木施工管理技術検定試験の一般的な合格率は約50%であることから、もう少し合格者を増やす努力が必要である。もちろん17名という数値はアンケートによるものであり、実際の数値ではないため一概には言えないが、今後は可能な限り受講生にその合否を確認し、合格率を50%まで上げる必要がある。(意見)</p>	<p>平成28年度において、講習会受講者の受験者数、合格者数について、未回答者への追跡調査を実施し、合格者数の正確な把握に努めたところ、合格率は、47.8%(回答拒否を除く)であり、おおよそ50%の合格率であった。</p> <p>今後も、合格者数について正確な把握に努める。 (建設管理課)</p>	措置済み
158-159		<p>(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布</p> <p>予算面では適切であり問題はないが、その有効性を考えた場合、自己研鑽結果として、監督員(県職員)としての十分な施工管理の知識を身につけたか否かを確認する必要がある。</p> <p>今後は、テキストの配布者に一級土木施工管理技術検定試験を受講して頂き、その合格者数の把握に努めなければならない。(意見)</p>	<p>平成29年度においては、テキストの配布者や研修参加者に対して、一級土木施工管理技術検定試験の受験への声かけや受験受付の開始案内を定期的実施し、受験の申し込み状況や合格者数を把握した。</p> <p>今後も同様に、事業の効果を検証していく。 (建設管理課)</p>	措置済み
163-164	1 5 建設産業魅力発信・担い手育成事業(フィールド講座モデル事業)	イ 事業評価の有効性		
163-164		<p>本事業の本来の目的は講座等を開催することではなく、県外からの転居者を含め多くの建設産業への就労者を増やすこと、またスキルアップを図ることにより建設産業を支援し地域経済の活性化および地域防災力の向上等に寄与することである。講座等を開催したというだけでは、本来の目的が達成されたのかどうか解明できない。</p> <p>今後は、受講生のうち建設会社へ就職した者の数、割合等を把握し事業効果を検証すべきである。(意見)</p>	<p>本事業は、上述の建設技術者育成支援事業と同じく、多様なアプローチにより、担い手育成を行おうとするものであり、その評価基準については、「第2期徳島はぐくみプラン」における重点目標として年間20回実施としている。</p> <p>平成29年度においては、本事業単体を検証する指標として、講座開催後に、受講生にアンケート用紙を配付、回収し、事業効果の検証を計ることとし、受講生に対する同用紙を作成した。</p> <p>今後も事業実施の際には、同様の調査を実施する。</p> <p>アンケート内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就業者及び建設企業以外の企業に勤務している者：建設会社へ就職・転職した者の数やその割合 ・既に建設企業に勤務している者：受講によるスキルアップが勤務先での従業務や待遇の改善との関連 	措置済み

			(建設管理課)		
164	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>本事業は今後さらに有効的に、効率的に実施していく必要がある。今後は周知方法を徹底させ、より多くの参加者を募集することが大切になってくる。</p> <p>そして参加者には徳島県内の建設産業に従事してもらうため、徳島の建設産業の魅力を今以上に伝えてもらうとともに、さらに県外からの就職・転職者の増加に繋げてもらいたい。(意見)</p>	<p>平成29年度においては、県外からの転入者、これからの転入予定者を含め、広く徳島県内で就職を希望する者にも当該講座開催の情報が伝わるようWeb掲示板等を活用して、情報発信を行うこととした。</p> <p>また、講座開催時には参加者へ向けて、リーフレット等により徳島県の建設産業の魅力を紹介し、建設産業への人材定着を図りたい。</p> <p>(建設管理課)</p>	措置済み	
166-167	1 6 情報通信関連産業雇用促進支援事業	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>コールセンターやデータセンター等の情報通信関連事業所に対する支援事業としては、本事業のほかに、「新成長分野人材育成支援事業」(労働雇用戦略課)や「地方創生人材育成事業」(産業人材育成センター)があり、一定の雇用は生み出しているようである。</p> <p>ただ、情報通信関連産業が、徳島県の強みである全国屈指のブロードバンド環境を活かすことのできる成長分野であり、かつ雇用創出効果が高い産業であるというのであれば、県単独事業として、本事業と同様の事業を実施する余地があるのか否かを、本事業の効果をより厳密に確認しながら、長期的な視点にたって、事業規模や事業内容も含め、検討してみるべきである。(意見)</p>	<p>当事業は厚生労働省の「緊急雇用創出事業」を活用して平成26,27年度の2か年度にわたって実施したものである。</p> <p>平成28年度からは同様の事業として、同省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用した「新成長分野人材育成支援事業(補助金)」(労働雇用戦略課)を実施しており、平成30年度まで実施する予定である。</p> <p>平成31年度以降の事業実施については、そのときの国の実施事業や社会情勢の変化等を踏まえながら検討したい。</p> <p>(企業支援課, 労働雇用戦略課)</p>	検討中
170-171	1 7 成長関連産業集積促進事業	イ 事業評価の有効性	<p>本事業の目的が県内経済の活性化及び雇用機会の確保にある以上、雇用創出の効果を人数で示す評価基準の設定を、その設定が不可能であるという事情がない限り、検討してみるべきである。(意見)</p>	<p>本事業は平成27年度で既に廃止済みである。</p> <p>事業の一部であったビジネスフォーラムについては継続しており、本県の立地優位性をPRすることで、企業を誘致することを目的とし、企業の誘致数や集積数等の効果を十分意識しながら事業を実施している。</p> <p>(企業支援課)</p>	措置済み
171	ウ 事業内容の有効性・効率性				

		「景気見通しの不透明さ、ますます激化する各自治体間の誘致競争など、企業立地を取り巻く環境は依然と厳しいが、引き続き、成長分野にターゲットを絞った効率的かつ戦略的な企業誘致を推進する。」と今後の方針を定めており、フォーラムの内容も毎回工夫されているようではあるが、目標達成のために、より一層の工夫が望まれるところである。(意見)	平成29年度においても工夫を凝らす予定である。 (企業支援課)	検討中
173-174	18 外資系企業対日投資促進事業			
	イ 事業評価の有効性	事業の最終的な目的は「投資」の実現のほうであるから、数値目標は、実現した誘致数にするべきである。もっとも、徳島県や他の地方のおかれた状況から見ると、誘致数1という数値目標を設定することでもよいと思われる。(意見)	「実現した誘致数」を数値目標として設定することを検討する。 (企業支援課)	検討中
174-175	ウ 事業内容の有効性・効率性			
		外資系企業の投資は短期間で実現できるものではないので、事業内容の有効性・効率性を即断することはできないが、本事業のように、最終的な目標達成の実現可能性が非常に低いと判断せざるを得ないものについては、例えば、国の補助金が利用でき、県財政に直接的な不利益を及ぼさない場合であったとしても、最終的な目標達成の実現可能性の程度や県全体に与える影響を総合的に見極めたうえで、実施するか否かを慎重に検討するべきである。(意見)	本事業は平成27年度で既に廃止済みである。平成28年度以降については、特化した予算措置は取らず、企業誘致事業全体の中で、情報収集・PR活動(個別企業訪問、ホームページによる情報発信等)を継続して行い、補助制度も活用しつつ、誘致の実現を図ることとしている。 (企業支援課)	措置済み

IV UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
179-180	1 攻めの「UIJターン」獲得促進事業			
	ア 事業遂行手続の適法性・妥当性			
	(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催			
	a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性			

		<p>4回のイベントのうち3回について、プロポーザルを経ておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とすることの根拠を欠いていると言わざるを得ない。</p> <p>過去の実績や全体運営事業者との連携や周知広報などの点において、当該委託先を選定するメリットはあったかもしれないが、それのみで随意契約の理由である「類似の団体がないこと」にはあたらない。</p> <p>契約金額が最も安価であろうとの推察のもと、随意契約で委託先を選定するのではなく、業務内容によってはプロポーザルを経る、あるいは必要経費の見積もりを取り、その金額が妥当なものであるか、また、委託先として最適であるか、比較検討すべきである。(指摘)</p>	平成29年度は、プロポーザルにより委託先を選定した。 (労働雇用戦略課)	措置済み
181	(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修			
	a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性			
		<p>入札を行ったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働かないおそれがある。適正な競争が担保されるだけの入札者数が確保できるように工夫すべきである。(意見)</p>	<p>次期システム改修時には、御意見を受け、適正な競争が担保されるよう参加者数の増加に向けて県のホームページや他の媒体も含めて幅広い周知を行うこととする。 (労働雇用戦略課)</p>	措置済み
182-183	イ 事業評価の有効性			
	(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修			
	a 目標を立てることの必要性			
		<p>具体的な達成目標を設定し、結果を分析したうえで分析結果を活用すべきである。なお、どのように分析したか、分析結果をどのように活用したかにつき説明できるようにしなければならない。(意見)</p>	<p>ジョブナビとくしま登録者数の目標を平成29年7月に設定した。 今後、登録者数の状況を分析し、効果等を検証する。 (労働雇用戦略課)</p>	検討中
183-184	ウ 事業内容の有効性・効率性			
	(ア) プロフェッショナル人材UIJターン助成金			
	b 周知方法の妥当性			
		<p>より効果の上がる周知方法につき工夫されたい。(意見)</p>	<p>平成29年度からは、関連事業実施職員が企業訪問する際にパンフレットを配布するだけでなく、当該制度について説</p>	措置済み

			明するなど、丁寧な周知をすることとした。 (労働雇用戦略課)	
184	c 実績	助成金制度の周知・募集の方法を工夫し、努力すべきである。(意見)	意見を踏まえ、周知・募集をした結果、正社員雇用数は、平成27年度は1名、平成28年度は6名の実績があった。 (労働雇用戦略課)	措置済み
185	(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催			
	b 周知方法の妥当性	イベントの周知方法につき、集めた情報を踏まえて、工夫すべきである。(意見)	平成29年度は参加者に対するアンケート調査の結果を分析し、より効果が見込まれる方法で周知を行う予定である。 (労働雇用戦略課)	検討中
185-186	c 実績	イベントにおける具体的な問題点について、現場に立ち会った職員がその場で改善するべきであった。(意見)	平成29年度は、イベントにおける具体的な問題点について、その場で対応可能なものについては改善し、難しい場合は後日対応するなど、きめ細かな対応に努める。 (労働雇用戦略課)	検討中
		東京でのイベント開催をやめるのではなく、過去のイベントから明らかになった課題を踏まえて、より充実したイベント開催を目指すべきである。また、開催場所以外の点においても、実際に開催する際には、アンケート結果も参考にして問題点を改善するよう努力すべきである。(意見)	平成29年度は、参加者からのアンケート結果を踏まえ、東京で開催する予定である。 また、開催場所以外の問題点についても、引き続き、アンケート結果を参考に、次のイベントに反映する予定である。 (労働雇用戦略課)	検討中
186-187	(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修			
	b チラシについて	チラシの配布場所、方法等について、より効果が上がるように改善するよう検討すべきである。(意見)	平成29年度は、より効果を上げるため、メールマガジンの活用や、インターネットで閲覧できるようチラシを県ホームページに掲載した。 (労働雇用戦略課)	措置済み
187-188	(エ) 全体について			
	a 首都圏との違いのアピールについて			

188-189		<p>徳島県では首都圏に比べて低い収入額であったとしても、家賃や物価が安いことなどから、首都圏に比べて豊かな生活を送ることができる現実がある。質問を受けた場合に説明するだけでなく、上のような現実を積極的に伝える努力が不可欠である。</p> <p>また、ジョブステーションのパンフレットを作成する際には、より一層幅広い職種の実例を紹介することを検討すべきである。(意見)</p>	<p>これまでも、徳島県で住むことのメリットについて、情報を発信してきたところであるが、平成29年度からは、他課との連携により、徳島での住みやすさについても、県外での就職相談会等において、積極的に最新の情報を発信している。今後とも、徳島の魅力や就職情報をアピールしていきたい。</p> <p>なお、パンフレットを作成する予定は今のところないが、今後作成する際には、意見を踏まえたものにした。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>	措置済み
	b 他の課との連携について	<p>今後も関連する他の課との連携を深め、無駄なく効果的に事業を推進されたい。(意見)</p>	<p>引き続き、県外での就職相談会等において移住に関する相談を受け付けるなど、関係課と連携を深め、効果的な事業を推進している。</p> <p>(労働雇用戦略課)</p>	措置済み
193-194	2 大学連携・地方創生推進事業			
	イ 事業評価の有効性			
	(イ) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業	<p>具体的な目標について、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の全体的な目標にとどまらず、本事業独自の数値を設定することを検討されたい。(意見)</p>	<p>本事業独自の数値を設定することを検討するため、平成29年7月に県内高等教育機関の学生を対象にアンケート調査を実施した。調査結果を分析したところ、フィールドワークを実施する科目を受講した学生の方が県内に定住したいという意識が高かったことから、本事業独自の数値目標を設定するとともに、継続的に調査を実施し、フィールドワークによる県内定着の意識の高まりを確認することとした。</p> <p>(県立総合大学校本部)</p>	措置済み
194	ウ 事業内容の有効性・効率性			
	(ア) 大学等サテライトオフィス開設支援事業	<p>これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。(意見)</p>	<p>平成29年度において、より一層の地域の課題解決、活性化を図るため、大学等が地域と連携して教育・研究活動、社会貢献活動、課題解決などに取り組むサテライトオフィスの設置について、関西圏の大学を中心に広く働きかけを行った。</p> <p>(県立総合大学校本部)</p>	措置済み
194	(イ) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業			

		<p>これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。(意見)</p>	<p>本事業で実施している大学生等が地域の課題解決に取り組む「地域連携フィールドワーク講座」について、「大学等サテライトオフィス開設支援事業」と併せて、関西圏の大学を中心に広く働きかけを行った。</p> <p>(県立総合大学校本部)</p>	措置済み
	3	移住・交流情報発信強化事業		
		ア 事業遂行手続の適法性・妥当性		
		(ア) 移住交流支援体制整備事業		
200-203		e 移住交流フェア用グッズ作成業務		
		<p>支出負担行為に係る一連の書類の記載方法を改善し、2号随意契約とする根拠の内容が十分に伝わるようにすべきである。(意見)</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する場合の根拠の記載方法については、一部の支出負担行為の立案文書において、記載内容が不十分な事案があったことから、御意見を受け、県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう改善した。</p> <p>(地方創生推進課)</p>	措置済み
		<p>事業費の大半が、委託先から外注先に支払われる費用であることからすると、その金額の妥当性を事後的に確認できるようにするため、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらうべきである。(意見)</p>	<p>委託契約において、委託先から外注先に支払われる費用が大半である場合には、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載するなど、改善することとした。</p> <p>なお、当委託業務で作成したグッズ(ポロシャツ)を、平成29年3月に追加発注した際に、外注先の発行した請求書を提出してもらい、金額の妥当性を確認した。</p> <p>(地方創生推進課)</p>	措置済み
		(イ) 移住・交流情報強化事業		
203-204		a 徳島県移住・交流ウェブサイト構築業務		
		<p>プロポーザル方式をとったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働かないおそれがある。適正な競争が担保されるだけの参加者数が確保できるように一層工夫することが望ましい。(意見)</p>	<p>当委託事業は平成27年度に終了しており、当分の間ホームページの構築を行う予定はないが、今後、他の委託事業において、プロポーザル方式による業者選定を行う場合には、御意見を受け、適正な競争が担保される参加者数の増加に向けて、県のホームページ以外でも募集の周知を行うこととする。</p> <p>(地方創生推進課)</p>	措置済み

204-205		<p>プロポーザルを経たとはいえ、上記のとおり2社の比較しかできていない。金額の妥当性が担保されるよう、より一層の工夫を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>当委託事業は平成27年度に終了しており、当分の間ホームページの構築を行う予定はないが、今後、他の委託事業において、プロポーザル方式による業者選定を行う場合には、御意見を受け、金額の妥当性が担保される参加者数の増加に向けて、県のホームページ以外でも募集の周知を行うこととする。</p> <p>(地方創生推進課)</p>	措置済み
	b	とくしま移住者受入れガイドブック作成業務		
		<p>2号随意契約により委託契約するのであれば、その根拠と理由を分かりやすく明確に記載するよう、改善すべきである。(意見)</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する場合の根拠の記載方法については、一部の支出負担行為の立案文書において、記載内容が不十分な事案があったことから、御意見を受け、県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう改善した。</p> <p>(地方創生推進課)</p>	措置済み
205-207	(ウ)	民間移住支援団体・企業等との連携推進		
	a	「とくしまで住み隊」会員証及び「とくしま移住サポート企業」表示ステッカー作成業務		
		<p>支出負担行為に係る一連の書類の記載方法を改善し、2号随意契約とする根拠の内容が十分に伝わるようにすべきである。(意見)</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約を締結する場合の根拠の記載方法については、一部の支出負担行為の立案文書において、記載内容が不十分な事案があったことから、御意見を受け、県の随意契約ガイドラインを参考に、条文の趣旨に沿った適正な随意契約理由の記載を徹底するよう改善した。</p> <p>(地方創生推進課)</p>	措置済み
		<p>事業費の大半が、委託先から外注先に支払われる費用であることからすると、その金額の妥当性を事後的に確認できるようにするため、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらふべきである。(意見)</p>	<p>委託契約において、委託先から外注先に支払われる費用が大半である場合には、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載するなど、改善することとした。</p> <p>(地方創生推進課)</p>	措置済み
207-208	イ	事業評価の有効性		
		<p>具体的な達成目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。(意見)</p>	<p>移住者数や移住相談件数などは、以前から「新未来『創造』とくしま行動計画」において目標を設定し、進捗管理及び評価を行っているが、御意見を受け、平成29年度からは、移住体験ツアーをはじめとした個々の委託事業についても、できる限り具体的な達成目標を設定するとともに、委託先には業務完了報告書にその成果を記載させ、完了検査において目</p>	措置済み

			標と成果を検証した資料を作成し、次年度の事業内容の見直しに役立てるよう改善することとした。 (地方創生推進課)
211-212	4 とくしま林業アカデミー事業	イ 事業評価の有効性	<p>林業労働者の高齢化率が高く、今後の離職率も高まることが予想されること、新規林業就業者の定着率が不明であることなどに鑑みると、「新次元林業プロジェクト」に掲げる累計新規林業就業者数の戦略目標数は、見直しを迫られる可能性がある。現時点では、「とくしま林業アカデミー」の定員を増やすことが最も有効かつ確な対応策であると思われる。10年という長い期間のプロジェクトであるから、その間においては、現状に応じて、戦略目標の見直しを柔軟に考えるべきであるし、累計新規林業就業者数の目標数値を上げる場合には「とくしま林業アカデミー」の定員増を検討してみるべきである。(意見)</p> <p>本県では、平成17年度から県産材生産量を増産する「林業プロジェクト」に取り組み、平成28年度までの新規林業就業者は299人にのぼり、その定着率はおよそ73%となっている。</p> <p>また、平成28年4月に開講した「とくしま林業アカデミー」では当初予定の定員10名のところ、平成28年度は11名、平成29年度は13名を受け入れ、新たな就業者を養成している。</p> <p>しかし、平成27年国勢調査結果(平成29年2月公表)では、徳島県の林業就業者数は822人と前回調査より15名減少し、平均年齢は50歳を超えていることから、さらなる新規就業者の確保が必要である。</p> <p>このことから、若手の就業希望者が集まる「とくしま林業アカデミー」の平成30年度募集定員を5名程度増やすこととした。 (林業戦略課)</p>
213	ウ 事業内容の有効性・効率性	<p>人口減少対策の面から見ても、「とくしま林業アカデミー」の定員を増やすことは、検討してみるべき課題である。</p> <p>なお、県産材の利用の拡大は、本事業を推進するうえでの大前提になっている。その大前提が欠けると、新規に林業に就業した者の定着も危うくなる。県産材の県内外、海外での需要の開拓には、大きな力を注ぐべきである。(意見)</p> <p>前述のとおり「とくしま林業アカデミー」の平成30年度募集定員を5名程度増やすこととした。</p> <p>また、海外での需要開拓については、以前から丸太を中心に県産材の海外輸出を行っているが、平成28年12月にはシンガポールに、平成29年3月には台湾に新たにショールームを設置し、県産材の魅力を発信するとともに、大工等木造建築技術伝承や人材交流を進め、海外需用の開拓に取り組んだ結果、付加価値の高い製品輸出が拡大している。 (林業戦略課)</p>	
217-218	5 サテライトオフィスおもてなし推進事業	イ 事業評価の有効性	<p>進出地域の拡大を第一の目標として評価基準に設定しつつも、同時に、進出企業数や常駐の就業者数だけでなく、サテライトオフィスと本社等を行き来する循環利用者も含めた実質的な就業者数を把握するため、平成29年度、進出</p>

く、実質的な就業者数も把握していくようにするべきである。(意見)

企業に対するアンケート調査を実施した。
(地方創生推進課)

6 外国人にやさしい徳島づくり推進事業

224-225

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

A財団との随意契約については適切であるとは言い難い。今後は、本県において同様の業務を行っているB社団との重複の有無を検討し、指名競争入札等の是非を検討して頂きたい。

また、A財団との随意契約は、生活支援講座(日本語教室)開催事業を始め全ての事業を包括した契約となっている。契約金額は2,067万5,000円となっており、A財団はこの範囲内で事業をおこなっている。その結果、日本語教育のための学習教材作成事業に323万7,000円費やしている。この教材は合計で300冊作られており、従って作成費用は1冊当たり約1万円となっている。これは明らかに高額と言わざるを得ない。

このような結果が生じるのは、A財団との契約が包括的な随意契約となっているためであり、効率的な事業実施のためには委託内容を検討する必要がある。

今後は、委託事業の内容を分割する等の見直しを行い、B社団との競合も考慮に入れるとともに、あるいは教材作成なら外部委託する等の方法により、予算の削減に努めて頂きたい。(指摘)

A財団とB社団との競合を検討するため、B社団に聞き取りし、その業務内容や実施体制について、確認を行った。B社団は、活動対象となる自治体の姉妹都市交流活動を中心に、外国人相談事業や日本語教室、語学教室などを行っているが、その実施体制は、1名のパート職員の他は、会員のボランティアによるものである。

これまでの委託先であるA財団は、県内の中核的民間国際交流団体である地域国際化協会として総務省が認定した県内唯一の団体であり、専門の国際交流コーディネーター2名や多言語相談員2名等を擁するとともに、B社団を含む県内民間活動団体や関係機関、相談機関等とのネットワークを有する団体である。

本事業の目的は県内全域で在住外国人に対する総合的支援を実施することであり、日本語教育や外国人支援から得られた情報を日本語教材に盛り込み、単なる学習教材でなく地域情報を提供する冊子とするなど各事業に関連付けて目的を達するものであり、豊富な経験や専門知識を有し県内全域での実施体制が整ったA財団の他に委託できる事業者がいなかったため随意契約により実施している。

一方で、より効率的な事業の実施に努める必要があるため、平成29年度の学習教材作成事業においては、平成25年度に本事業で作成した教材が県内の日本語教育関係者のニーズが高く、県としてもより多くの方に活用していただけるよう部数を増やし増補改訂版を作成する予定であり、平成27、28年度の作成費よりも予算を削減するよう努めた。

(国際課)

措置済み

225

イ 事業評価の有効性

本事業の目的は、外国人を社会の一員として受入れ社会から排除されないようにするために、人種・国籍等にかかわらず、県内在住外国人が安全・快適に暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを推進することにあるが、究極の目的は多文化共生のまちづくりを推進することにより、より多くの県内在住外国人を確保し、人口減少対策に資することにあると思われる。

在住外国人の支援を目的とした、このネットワーク制度は、県民の方にボランティアとして登録いただき、様々な支援活動に参加いただくものである。

従来からボランティアを依頼する団体に、会員からのボランティア活動の提供を受けた後、活動に対する感想や意見を記述する報告書の提出を求めている。

評価基準として満足度を数値化するの難しいが、今後と

措置済み

	<p>したがって本事業の評価基準としては、会員の活動に対する満足度、紹介者数等を加えることも大切ではないだろうか。(意見)</p>	<p>も報告書から得られた感想や意見を活かして、よりよい事業内容に反映させていく。 (国際課)</p>
226	<p>ウ 事業内容の有効性・効率性</p>	
	<p>本事業をさらに有効的にするには、新たなニーズを見つけるとともに、県内在住の外国人に周知することが重要になってくる。そのためには今の参加者に対しアンケートを実施し今後のニーズを把握するとともに、参加者の口コミの促進、ホームページの開設・更新、SNSの利用等を実施する必要があるのではないだろうか。約5,000人いる県内在住の外国人の全てに本事業を周知して頂きたいものである。 また本事業を効率的に実施するためには、より少ない予算でより多くの参加者を確保する必要がある。そのためには、委託先の選定に十分注意を払い、可能であるなら指名競争入札の方法を採用するなど予算削減に努めるとともに、講座等の内容を充実させ参加者の増加に繋げて頂きたい。(意見)</p>	<p>従前より、ホームページをはじめA財団が発行している多言語情報誌や、県内スーパーマーケットへの日本語教室のチラシの配架等により本事業の広報を実施しているところであり、ホームページの更新等を継続していく。 日本語教室では、通常の日本語講座だけでなく外国人が興味を持つような体験型の日本語講座を開催しているところであるが、平成29年度はやさしい日本語による落語を聞く講座の開催など新たな試みを実施し、参加者の増加に努めている。 (国際課)</p> <p style="text-align: right;">措置済み</p>